

令和8年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業の業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を求めます。

令和8年7月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、カワウの生態と管理に高度な知見、分析能力、調査技術を有する会社であり、令和4年度岡山県カワウ被害対策指針改訂業務の実績を踏まえ、本事業が実施できる唯一の法人である、株式会社野生動物保護管理事務所を相手方とする契約を行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

応募の結果、7の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社野生動物保護管理事務所と当該応募者に対して企画提案書等の提出を求めるものである。

2 業務名 令和8年度岡山県カワウ被害防止総合対策事業

3 業務目的

本県のカワウ対策は、「岡山県カワウ被害対策指針-第2期-」に従い、内水面漁協や市町村などと連携して対策を実施することとしており、県の役割として、カワウ対策の提案や指導等を行うこととしている。そこで、当事業では、カワウによる水産業への被害が大きい地域を対象として、専門家を交えてその被害を低減する対策を提案、実施する支援を行い、その成果を他地域にも情報提供するなど、県内漁協等のカワウ被害防止対策の実践力を高めることを目的とする。ついては、それらの知識や経験を有した業者に業務を委託する。

4 業務内容

(1) 内水面漁協等が実施するねぐら・コロニーに対する対策の指導・支援

令和7年度以前に岡山県カワウ被害防止総合対策事業等によりカワウ被害防止対策の指導・支援を行った漁業協同組合に対して、現状の問題点や課題等を踏まえて、対策実施の支援を行う。

対象地域としては、吉井川漁業協同組合及び吉野川漁業協同組合管内の切池のねぐら・コロニー（勝央町福吉）、湯原漁業協同組合管内の湯原湖コロニー（真庭市三世七原）及び周辺の漁場を想定している。

具体的な業務内容については、以下のとおりとする。

- ① 各内水面漁協管内における対策場所（ねぐら・コロニー）の選定及びモニタリングの実施
- ② 対策場所ごとの対策手法の提案及び現地での対策の指導・実施
- ③ 対策の成果についての報告書の作成及び各内水面漁協等を対象とした報告会の実施

※対象漁協については、県が受託者と協議の上、決定すること。

※対策手法としては、漁場に影響を与えるねぐら・コロニーへの対策のほか漁場でのテグス張り、花火などでの追い払いやそれらの組み合わせ等を想定している。

※① 対策場所の選定においては、各内水面漁協と協議をしたうえで決定すること。

※カワウの分布状況等により対策の実施場所等が変わる可能性がある。この場合は県と受託者が協議の上、進め方を決定すること。

※対策に伴い発生した木材等の廃棄物については、受託者が適切に回収・運搬・廃棄処分を行うこと。

5 履行期限

契約締結日から令和9年3月19日まで

6 成果物等

(1) 成果物

① 実施計画（紙媒体（A4版）、2部）

令和8年8月27日（予定）までに計画を提出（公募の場合は9月上旬期限の予定）

② 報告書

令和9年3月19日（金）までに提出する。

捕獲実績、生息状況等のデータを取りまとめた資料を掲載する。

③ ①及び②の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式

7 応募要件

(1) カワウに関する生態と管理に高度な知見、分析能力、調査技術を有し、「岡山県カワウ被害防止対策指針」の内容を踏まえ、実施計画を策定するとともに、実施後において、捕獲実績の把握及び評価ができる専門技術者を有すること。

(2) (1)の技術者が本業務の主担当となること。

(3) これまでに官公庁の委託を受けて、中国四国地方で同様の業務を行った実績を有すること。

(4) 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づき公表された入札参加資格者名簿に登載され、格付け基準がB級以上であること。

(7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

8 手続等

手続等については、詳細及び提出書類の様式を企画提案説明書に示すので、これに沿って行うこととする。

(1) 担当部課 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県農林水産部水産課 TEL086-226-7446

(2) 企画提案説明書の交付期間及び交付方法

① 交付期間 令和 8 年 7 月 2 7 日

令和 8 年 8 月 5 日

② 交付方法 岡山県庁ホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/778727.html>

(3) 参加意思確認書の提出期間及び提出場所

① 提出期間 令和 8 年 7 月 2 7 日から令和 8 年 8 月 5 日まで

(土曜日、日曜日及び祝休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

② 提出場所 上記 (1) に同じ

(4) 企画提案書及び見積書の提出期間及び提出場所

① 提出期間 令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

(土曜日、日曜日及び祝休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

② 提出場所 上記 (1) に同じ

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を収集するための照会窓口 上記 8 (1) に同じ

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 契約保証金 岡山県財務規則第 1 5 3 条及び第 1 5 5 条の規定による。

(5) 詳細は企画提案説明書による。